

## 次期計画策定にあたっての基本的な考え方等について

平成 23 年 8 月 25 日

障害企画課

## 1 方向性

次期障害者保健福祉計画及び次期障害福祉計画（以下、総称して「次期計画」）については一体的な計画として策定することから、理念等の基本的な考え方については共通とする。

また、社会状況の変化や障害者とそれを取りまく現状、現在の障害者保健福祉計画及び第 2 期障害福祉計画（以下、総称して「現計画」）の進捗をふまえ、現計画を継承しつつ、時代の変化等に対応するだけでなく、将来を見据えたものとして、設定する。

## 2 社会状況の変化

## (1) 仙台市総合計画 2020 の策定

次期計画は、平成 23 年 3 月に市議会の議決を受けた仙台市総合計画 2020（基本構想・基本計画）の個別計画として策定することから、総合計画に掲げる都市像の一つ「**支え合う健やかな共生の都**」の実現を図ることを旨とする。

この趣旨をふまえ、基本計画の

**「世代や性別，国籍や文化の違い，障害の有無などを超えて互いに認め合い，誰もが自らの能力を発揮できる社会づくりを進め，地域における支え合いのネットワークづくりを支援します。」**

**「障害者が自己選択と自己決定により，身近な地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進め，自立に向けた就労の支援などを強化します。」**

を十分に反映させたものとする。

また、次期計画の推進にあっても、総合計画に掲げる「市民力」「協働」の視点に立って取り組むこととする。

## (2) 法整備の進展

## ① 障害者基本法の改正

障害者基本法を改正する法律が平成 23 年 7 月に成立、8 月に公布、施行（一部を除く。）されたところであるが、この中で、国及び地方公共団体の責務として、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施することとされたが、この実施にあたっての基本原則が定められた（資料 7 参照）ところであり、改正の趣旨をふまえつつ、この基本原則に即したものとする。

## ② 障害者虐待防止法の制定

「障害者虐待防止法」が成立し、平成 24 年 10 月施行となっていることから、障害者の虐待防止に向けた取り組みについても、反映させていく。

### (3) 東日本大震災の発生と復興に向けたまちづくり

東日本大震災が発生してから、5か月を経過したところであるが、本市では、震災復興計画の策定作業を進めるとともに、復興に向けて取り組んでいるところであり、この動きと連動しながら、障害の有無にかかわらず、安全に安心して暮らすことができるまちづくりを進めるものとする。

## 3 現計画の継承と時代の変化への対応

現計画の基本理念は、次の表のとおりであるが、これは平成23年に改正される前の障害者基本法及び国の長期計画「障害者基本計画」をふまえて設定されたものである。

完全参加と平等	すべての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、労働、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとの考え方
ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普段の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方
リハビリテーション	障害者の身体的・精神的・社会的な自立能力を回復することにとどまらず、障害者がそれぞれの年代のあらゆる生活場面において、その人らしく生きる権利の回復を図り、障害者の自立と社会参加を目指すとの考え方

改正後の障害者基本法における目的、基本原則の考え方は、これらの趣旨を概ね包含しながら社会状況等の変化をふまえていると考えられることなどから、次期計画策定に当たっては、現計画の基本理念を尊重しながらも、時代の変化に対応していくため、あらためて、その体系等の整理を行う。

### 次期計画策定の検討を進めるにあたっての キーワードは、

**共生、インクルージョン、尊厳、権利、平等、自立、参加、エンパワーメント、社会的障壁、バリアフリー、市民力、協働、支え合い、安心、復興、...**

#### 4 計画策定の視点

- ① 仙台市総合計画 2020 に掲げる都市像の実現するための施策を体系的に示したものとする。
- ② 現在の計画を継承しつつも、障害者基本法の改正等の社会状況の変化、今後の制度改革の方向性を見据えたものとする。
- ③ 東日本大震災からの復興計画や仙台市が定める他の計画等関係する計画と調和の保たれたものとする。
- ④ 市民にわかりやすい構成・内容・表現とする。

#### 5 計画期間

次期障害者保健福祉計画の計画期間は、障害福祉計画の計画期間 3 年間を考慮し、第 3 期障害福祉計画及び第 4 期障害福祉計画(現制度を前提として仮に設定)の計画期間を合算した 6 年間(平成 24 年度～29 年度)とする。計画の進捗管理にあたっては、障害福祉計画については毎年度の状況報告を行うとともに、第 4 期障害福祉計画策定作業にあたる平成 26 年度に障害者保健福祉計画としての中間評価を行う。ただし、(仮称)障害者総合福祉法の施行時期等によっては、変更もありうる。

#### 6 次期障害者保健福祉計画の全体構成

概ね、以下(1)～(6)の構成に整理する(第 3 期障害福祉計画については別途整理。)

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| (1) 「計画策定の趣旨等」     | 現在の計画では「序論」        |
| ● 計画策定の趣旨          |                    |
| ● 計画の位置づけ          |                    |
| ● 計画期間             |                    |
| (2) 「現状分析・前計画の評価等」 | 現在の計画では、概ね「総論」     |
| ● 現状               | 現在の計画では「総論」        |
| ● 前計画の総括・評価        | 特に記載なし             |
| ● 課題               | 現在の計画では「総論」        |
| (3) 「計画の理念、目標の設定等」 | 現在の計画では「総論」        |
| (計画の基本的な事項)        |                    |
| ● 基本理念、基本目標・基本方針   |                    |
| (4) 「施策の体系化」       | 現在の計画では「序論」        |
| ● 施策体系             |                    |
| (5) 「施策の展開等」       | 現在の計画では「各論」・「重点事業」 |
| ● 計画掲載事業(重点事業含む)   |                    |
| (6) 「計画の推進体制等」     | 現在の計画では「計画推進のために」  |
| ● 各主体の役割           |                    |
| ● 計画のモニタリング等       |                    |